

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第2委員会室 担当職員 三宅
日 時	平成24年9月18日(火曜日)		開 議 午前 10 時 00 分
			閉 議 午後 0 時 10 分
出席委員	菱田 福井 井上 馬場 藤本 湊 小島 西口		
出席理事者	船越産業観光部長、山田産業観光部理事、竹内農林振興課長、堤国営事業推進課長、奥村観光戦略課長、辻村農林振興課参事、谷口国営事業推進課参事 高屋まちづくり推進部長、古林まちづくり推進部理事、森都市計画課長、並河桂川・道路整備課長、橋本土木管理課長、中西建築住宅課長 西崎上下水道部長、大西営業課長、中井下水道課長、阿久根下水道課副課長、川勝下水道課主幹、西村年谷浄化センター所長		
出席事務局	阿久根係長 三宅		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員 名

## 会 議 の 概 要

10:00

- 1 開議（菱田委員長あいさつ）
- 2 日程説明（事務局）
- 3 議案審査

### 第5号議案 亀岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[ 理事者入室 ] 上下水道部  
 < 上下水道部長あいさつ >  
 < 下水道課長、資料に基づき説明 >

~ 10:06

[ 質疑 ]  
 < 馬場委員 >  
 該当する3地区の各ha、管線の口径は。  
 < 下水道課長 >  
 篠町の民間開発地区35.8ha、大井町南部地区31ha、亀岡駅北地区14.7ha、トータル約81haである。口径については具体的な計画に至っていないが、大規模スポーツ施設との関連もあり、14.7haに見合う口径で300~400mmの口径が必要ではないかと思われる。今後関係部局と協議して進めていく。

[ 理事者退室 ]

~ 10:09

[ 理事者入室 ] 産業観光部

### 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

## 平成24年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）

- <産業観光部長あいさつ>
- <担当課長、資料に基づき順次説明>

～ 10 : 16

### [ 質疑 ]

- <藤本委員>  
現年林業用施設災害復旧事業について、7路線8箇所と説明があったが、具体的にどこの場所か。
- <農林振興課長>  
林道の関係であり、曾我部町地明谷線、篠町の池の谷線、東谷線、大谷線、中の谷線、千歳町の七谷線、保津町の松尾谷線の7路線8箇所である。
- <藤本委員>  
位置がどこかわからない。
- <菱田委員長>  
位置関係のわかる図面の提出を求める。
- <馬場委員>  
議案の概要説明の際には8路線11箇所と説明を受けた。その差は何か。  
現年農業用施設災害復旧事業の40箇所について、町別の内訳など概略の説明を。
- <農林振興課>  
小災害について精査した結果、箇所数を減じたものである。
- <国営事業推進課長>  
当初100箇所程度の報告を受けていた。順次精査した結果、40箇所となったものである。順次箇所数は変動している。
- <小島委員>  
災害認定となる要件は。
- <国営事業推進課長>  
農地については、時間雨量20mm以上、1箇所あたり40万円以上の災害、農地の畦畔であれば、水張りが侵される程度の災害、田んぼの水がもたないような状況である。施設については、2戸以上の公共性が必要である。農道については、80cmから1m20cmまでの幅員が必要である。
- <小島委員>  
畦畔について、水張りができない状況の判断はどのように行うのか。
- <国営事業推進課長>  
本来的には畔がずれた状況であり、40万円程度の規模が必要であり、現地確認している。
- <井上委員>  
雨量の測定はどのように行っているのか。
- <国営事業推進課長>  
市の設置する雨量ポイントがあるほか、農地に関しては府の雨量計があり、それに基づき府の災害査定により認定されている。
- <西口委員>  
現年農業用施設災害復旧事業の40箇所について、当初100箇所あったのを40箇所に絞り込まれたということであるが、対象から外れた60箇所の個人負担につ

いて、何か助成できるような事業はないのか。

< 国営事業推進課長 >

小災害については従前から助成を行っていない。

< 西口委員 >

ほったらかしにしておくという結論でよいのか。

< 国営事業推進課長 >

従前から対応していない。

< 西口委員 >

ほったらかしにしておくということである。

~ 10 : 26

## 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

< 担当課長、資料に基づき順次説明 >

~ 10 : 40

[ 質疑 ]

< 馬場委員 >

23P、観光推進経費増に係るスマートフォンアプリ制作の委託先はどこか。  
歳入について、現年林業用施設災害復旧事業分担金は、地元分担金25%を計上していることから、その4倍が事業費となるはずであるが、国の補助金50%の金額を2倍したものと合わないのはなぜか。

< 観光戦略課長 >

5社程度の実績等を調査しており、今後、入札する予定である。

< 農林振興課長 >

事務費が含まれていないためである。

< 西口委員 >

パイプハウスの復旧は、市の助成の有無にかかわらず国庫補助金がでるのか。

< 農林振興課長 >

パイプハウス1棟分を計上したものであり、復旧費の10分の3以内が補助される。  
ただし、実施するためには融資を受けていただくことが条件となる。

< 西口委員 >

個人が建てたハウスでも助成対象となるのか。また今回のハウスの大きさはどの程度のものか。

< 農林振興課長 >

間口7.2m、奥行23mである。

< 菱田委員長 >

付帯設備は含まれているのか。

< 農林振興課長 >

ハウスのみである。

< 井上委員 >

23P、観光推進経費増に係る本町カフェ維持費増について、スペースが広がったことにより、どのような利活用を考えているのか。

< 観光戦略課長 >

今までは入口だけであったので、町家の雰囲気はなかったが全体を使えるようになったことから、本来の町家の雰囲気を出すことができた。今後、地域の寄合や会議、

陶芸や美術の展示等に活用し、町家の保存継承につなげていきたい。

< 藤本委員 >

本町カフェについて、地元は景観条例に反対されているが、その影響はあるのか。  
パイプハウスについては、具体的にどこのものか。

< 観光戦略課長 >

本町カフェに影響はないが、空き家の町家も他にあることから、一緒になって考えていかなければならない。

< 農林振興課長 >

場所は東別院の倉谷であり、個人所有のものである。国の採択の基準はないが、全体の状況を見た中で補助ができたものと聞いている。

< 西口委員 >

ハウスは風力でも潰れることから、雨量などの基準にとらわれず、現場の状況を受け止めて、できる限り助成対象とされたい。要望。

< 湊委員 >

21P、府営事業負担金に係り、蓼島統合堰とはどこにある堰か。

< 国営事業推進課長 >

寅天堰のずっと北にある。

< 湊委員 >

そこからどのように用水として水を引いているのか。

< 菱田委員長 >

図面の提出を求める。

< 国営事業推進課長 >

蓼島統合堰の位置と左岸からの幹線用水がわかるよう図面を提出する。

< 福井副委員長 >

国営ほ場整備事業の亀岡地区の市道認定とはどのようなことか。

< 国営事業推進課長 >

国営事業のエリア内で、以前市道であった部分をほ場整備により改良し、事業完了により再認定するものである。亀岡地区では再認定する路線が27路線あり、3年程度の事業予定であるが、今回、国の対応状況により9路線の組み換えをするものである。

[ 理事者退室 ]

~ 10 : 56

休憩

11 : 05

[ 理事者入室 ] まちづくり推進部

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
平成24年度亀岡市一般会計補正予算(第3号)

< まちづくり推進部長あいさつ >

< 担当課長、資料に基づき順次説明 >

~ 11 : 12

[ 質疑 ]

< 藤本委員 >

路面の土砂撤去の具体的な箇所はどこか。また業務委託先はどこか。  
市道つつじヶ丘56号線の頼政塚付近で一部陥没している箇所の認識は。

< 土木管理課長 >

安町南条線他7路線の路面に堆積した土砂を撤去するもの。また河川等については、下矢田町医王谷川他3河川の土砂撤去である。

現在、簡易的に補修をしている状況であり、復旧に向けて既に工事発注しており、9月中旬頃からの夜間で舗装復旧工事を施工予定である。

< 馬場委員 >

曾我部町学ヶ丘の災害現場では土砂等による強烈な臭気があった。残土等の後処理はどうなっているのか。

上流の個人所有の箇所が崩れたところが要因であるが、そこはどうなっているのか。

< 土木管理課長 >

木の根などが混じっているものは災害残土として通常受け入れてもらえない。兵庫県三木市内に受け入れ可能なところがあり、そこへ搬出した。10tトレーラーで100kmほどの距離を運搬することから費用が高額となった。全く支障のない残土は通常の公共残土捨て場で処理し、約9割程度搬出できている。

農林サイドで治山事業として対応している。

< 小島委員 >

公共残土捨て場はどこにあるのか。

< 土木管理課長 >

一番安価なところとして、京北町の京北みどり園に搬出している。

< 井上委員 >

個人所有の崖崩れの場合の費用負担はどうなっているのか。

< 土木管理課長 >

基本的には個人負担となるが、今回は公の道路などに流入してきたものを撤去したものであり、1日も早い道路機能の確保の観点で実施したものである。

< 井上委員 >

今回のように多額の費用が発生する場合、個人がそのまま放置すれば責任は個人に帰属するのか。

< 菱田委員長 >

道路管理者に対しての質問か。 < 了 >

< 土木管理課長 >

場所によって変わってくるため、難しい。

< まちづくり推進部理事 >

農林災害は災害査定により個人の一部負担がある状況である。今回のようなケースでは治山関係として農林サイドでの災害復旧と位置付けており、当所管では、道路復旧の必要に応じた公共災害として対応しているものである。

~ 11 : 20

## 第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算(第4号)

< 担当課長、資料に基づき順次説明 >

[ 質疑 ]

< 馬場委員 >

- 3 5 P、災害復旧箇所19箇所の場所はどこか。資料提出を求める。
- 2 7 P、河川改良費増に係る牧田川改修の内容も地図等で示されたい。
- 2 5 P、交通安全対策に係り府民公募型で府道の安全対策を求めた件数は。

< 土木管理課長 >

- 一覧表を提出する。
- 事業箇所を図面提出する。
- 先日提出した「通学路の安全に関する調査」危険箇所一覧の資料で、「府民公募土木・公安」の欄で該当する箇所に印をつけて示している。

< 馬場委員 >

公安委員会に要望すべきもので抜けているものは、地元から直接府民公募型で要望したらよいのか、窓口はどこが適当なのか。

< まちづくり推進部理事 >

基本的には警察で予算の枠組みがされていることから警察に要望するほうが、声が届きやすく効果的である。

< 藤本委員 >

- 2 7 P、牧田川改修に係り財産購入費2920万円は、現在工事が止まっている部分の用地買収のことか。
- 2 7 P、住宅管理経費増の市営住宅の災害復旧とはどこの市営住宅か。

< 桂川・道路整備課長 >

道路とは別の箇所である。中矢田篠線より下流部の整備予定であるが、用地購入費に関しては、上流部の所有者と同一であることから、税法上のことも考慮し事業予定の全区間の用地取得を行いたいものである。

< 建築住宅課長 >

平和台住宅である。

< 井上委員 >

位置関係や現場の状況がつかみにくい。今後、パワーポイントや写真を用いて説明願いたい。要望。

< 西口委員 >

駅北の自転車駐車場の増設について、要望の声を聞くが現状は。

< 土木管理課長 >

利用率は100%を超えていない。90%台である。日によっては満杯のときもあるが、空いている時もある。今回の増設分については一時利用されているところに無断で置かれることによる不公平感を解消するため、バイク7台分を増設するものである。

< 西口委員 >

2、3人からそのような声を聞くことから、満杯状態が時々発生していると推測する。今後、検討願う。

< まちづくり推進部理事 >

点検する。今回はミニバイクを無断で駐車されるのを防ぐ目的である。自転車もこれまでから増設してきた。今後ともその推移を調査し対応していきたい。

< 西口委員 >

監視体制を充実されたい。

～ 11 : 45

## 第8号議案 市道路線の認定及び廃止について

< 土木管理課長、資料に基づき順次説明 >

～ 11 : 47

[ 質疑 ]

< 馬場委員 >

太歳線の幅員が市道認定により狭小となっている理由は。

< 道路河川課長 >

資料の誤りである。訂正する。

< 菱田委員長 >

正誤表の提出を求める。 < 了 >

～ 11 : 50

[ 理事者退室 ]

[ 自由討議 なし ]

## 4 討論～採決

[ 討論 なし ]

[ 採決 ]

報告第1号 挙手 全員 承認

第1号議案 挙手 全員 可決

第5号議案 挙手 全員 可決

第8号議案 挙手 全員 可決

< 菱田委員長 >

指摘要望事項があればご意見を。

< 馬場委員 >

農地等の災害復旧において、国の補助対象とならない小規模災害については、個人で負担されている状況であるが、市として補助施策を検討すべき。

局地的な集中豪雨が頻発する傾向であることから、災害に強いまちづくりのありかたを検討すべき。

亀岡駅北地区の区画整理事業に伴う汚水整備に係り、大規模スポーツ施設誘致に関連した下水道排水管敷設工事が予定されることから、公営企業体として、受益者負担の原則に基づき、インフラ整備は京都府の支出により整備が行われるべき。

以上を指摘する。委員長の言葉で調整願いたい。

< 菱田委員長 >

他になればこれらの意見を指摘要望事項として整理したい。委員長報告の作成については正副委員長に一任願う。〈全員了〉

〈藤本委員〉

委員長報告の中に盛り込まなくてよいが、議案に対する的確な説明の姿勢が感じられない。説明の姿勢をしっかりとりたい。委員長から指摘願う。

〈菱田委員長〉

そのように取り扱う。

## 5 その他

### ・議会報告会、議会だよりの委員会報告内容について

#### 議会報告会の意見対応（8月21日開催分）について

[事務局説明]

東別院10（府道が改善されていない）

〈西口委員〉

報告でどうか。

〈馬場委員〉

同意見である。報告して理事者にも共通認識をもつ必要がある。

〈菱田委員長〉

報告とする。〈了〉

東別院11（歩道の自転車通行可の道路標識は歩道整備当初から設置すべき）

〈菱田委員長〉

当日の回答のとおり報告することでどうか。〈了〉

東別院13（見立区の認定外道路を市道認定できないか）

〈井上委員〉

報告してみてもどうか。

〈馬場委員〉

幅員の問題と勾配が急なところもあることから、現状では市道認定がとれず救済措置がない。別の救済措置を考える必要がある。参考としてはどうか。

〈井上委員〉

現場を承知している。難しい問題であるが、報告でよいのではないか。

〈藤本委員〉

勾配が急なことだからそこで事故が生じた場合、市の管理責任が問われることとなるため、市道認定は困難と思われるが、報告してはどうか。

〈菱田委員長〉

報告することとする。〈了〉

旭3（街灯設置実現）

〈西口委員〉

早く設置することができたことを感謝されたものである。他地域においても状況は同じである。参考としてはどうか。

〈菱田委員長〉

参考とする。〈了〉

旭4（街路樹の管理に自治会による指定管理は可能か）

〈西口委員〉

可能性はあると回答した。所管に報告しておくべき。

<菱田委員長>

報告することとする。<了>

旭6（宇津根橋の架け替えの取り組みは）

<藤本委員>

京都府と連携して進めていること。このような声があることを報告してはどうか。

<西口委員>

意見に対して的確に回答したものであり、参考とすべき。

<菱田委員長>

参考とする。<了>

南つつじ6（通学路危険箇所の整備を）

<馬場委員>

201箇所がすべてではない。参考とすべき。

<菱田委員長>

参考とする。<了>

南つつじ7（各地居住の職員による道路危険箇所の発見対応）

<菱田委員長>

報告することでどうか。<了>

南つつじ13（京都縦貫道無料化の運動はないのか）

<菱田委員長>

参考とすることでどうか。<了>

南つつじ14（交通看板が木の枝に隠れて見えない）

<菱田委員長>

報告することでどうか。<了>

東別院アンケート（山岳部の市道整備要望）

<菱田委員長>

報告することでどうか。<了>

東別院アンケート（しづ谷のカーブ拡幅要望）

<菱田委員長>

報告することでどうか。<了>

南つつじヶ丘アンケート（観光案内できるところが少ない。観光面の整備が必要）

<菱田委員長>

報告することでどうか。<了>

## 議会だよりの委員会報告内容について

<菱田委員長>

前回と同様のスペースの配分予定である。掲載内容は正副委員長に一任願いたい。

<了>

<藤本委員>

今回は災害復旧と通学路整備の補正予算が主な内容となる。正副委員長で素案を作成し、それにより検討していきたい。

<菱田委員長>

素案を作るので、次回確認願う。<了>

・次回の月例開催について

< 菱田委員長 >

日程についてはどうするか。

( 日程調整 )

< 菱田委員長 >

次回は10月17日(水)の午前10時からとする。内容については、牧田川及び中矢田篠線の現場視察をしてみてもどうかと思うがいかがか。 < 了 >

< 菱田委員長 >

決算特別委員会の現地視察と重なった場合は再度協議することとしたい。

散会 12 : 10